

ノエルプレミアムクラブ会員規約

第1条(会員の資格)

ノエルプレミアムクラブ会員(以下「会員」という)は、本規約を承認のうえ、ノエル銀座クリニック(以下「クリニック」という)にて、ノエルプレミアムカード(以下「カード」という)の入会を申し込み、所定の手続きを完了された方をいいます。

第2条(カードの発行と取扱)

- ① カードは、カード申込書の所定事項に必要記載事項をご記入のうえ、ご入会頂いた方に、診察券として、1名につき1枚発行いたします。
- ② 会員は、ご本人以外の第三者にカードを他人への貸与、譲渡または担保提供することはできません。
- ③ カードの有効期限はございません。但し、クリニックにて商品の購入または治療を受けられてから、2年間ご利用がない場合、ポイントは失効となります。また、クリニックは失効したポイントに関して一切の責任を負いません。

第3条(会員の個人情報の利用目的)

クリニックは、会員の個人情報を、商品情報・生活情報・各種ご優待等のご案内等の販売促進や、受注・代金決済・アフターサービス等の販売サービス業務処理、また今後の商品企画・商品開発・事業開発等に係わるマーケティング活動並びに信用取引の管理のため、取得・利用いたします。

第4条(会員の個人情報の保護)

- ① クリニックは、会員の個人情報を保護するために、個人情報保護規程をはじめとする諸規程を整備し、これを適正に運用します。
- ② クリニックは、会員の個人情報への不正アクセス、個人情報の改ざん、紛失、漏えいなどのリスクに対し、必要かつ適切な安全対策を講じます。
- ③ クリニックは、会員の個人情報の保護を徹底するため、個人情報管理者を定めます。また、従業員の教育・啓蒙に努め、従業員に対し必要かつ適切な監督を行います。
- ④ クリニックは、会員の個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

第5条(カードの利用)

- ① カードは、ノエル銀座クリニックでのみ、ご利用いただけます。
- ② 会員は、ノエル銀座クリニックでの治療費、商品の購入等のご精算に際して、カードのご提示をした場合にのみ、次条の特典をご利用いただけます。
- ③ 本規約に反するカードのご利用、お取扱があった場合、そのカードは停止し、利用できなくなる場合があります。

第6条(会員の特典) 会員に対する特典は、次のとおりとします。

① ポイントの付与

- ・ 治療費や商品の購入のご精算の都度、お支払金額(税抜)に応じて、ポイントを付与します。(但し、キャンペーン等、除外商品もあります)
- ・ ポイントは、一回のお支払い金額(税抜)500円毎に、1ポイントが付与されます。

(500円未満の端数は切捨てとなります)

- ・ ポイントの付与およびポイント交換後の残高は、カードの裏面に印字されますので、ご利用ごとにご確認してください。
- ・ 現金および各種クレジットカードで、ご精算いただいた場合のみ、ポイント付与します。
- ・ ポイントの有効期限は、最終のポイント付与日から2年間です。有効期限切れとなったポイントは自動的に失効し、利用できなくなります。

② 特別ポイントの付与

- ・ クリニックを、初めてご利用されて、治療費や商品購入のお支払いをいただいた会員には、特別ポイントとして、200ポイントを付与します。
- ・ 会員が、誕生月にクリニックを利用した場合、一回のお支払い金額(税抜)500円毎に、2ポイント付与します。
- ・ 会員が、友人や家族にクリニックを紹介し、その方がクリニックで、50,000円(税抜)の治療を受けた場合、会員および紹介された方の双方に、それぞれ特別ポイントとして200ポイントを付与します。

なお、ご紹介に際しては、カード記載の会員のお名前または会員番号をご確認させていただくことが条件となります。

- ・ その他、クリニックが院内またはホームページ、メールマガジン上で告知するキャンペーン等の条件を満たす場合、会員からの申し出に応じて、特別ポイントの付与を行う場合があります。

③ ポイントの制限等

- ・ ポイントの換金は、いたしません。
- ・ ポイントを第三者に貸与、譲渡および質入等担保提供することはできません。
- ・ 以下のお支払いについては、ポイント付与の対象となりません。

配送料、消費税、キャンセル等に伴うお支払い、クリニックおよび提携店舗が発行したギフト券を利用したお支払い、また当クリニックが指定した除外商品

④ ポイントの交換

- ・ カードの累積ポイントが、500ポイントに達した時点より、クリニックは、会員の請求がある場合には、クリニック受付において、ポイントを、ポイント交換商品リスト(以下「交換商品リスト」という)記載の商品に交換します。
- ・ ポイント交換後のポイント残高は、カードの裏面に印字されますので、ご利用ごとにご確認ください。
- ・ 交換商品リストは、予告無く、変更・終了する場合があります。ポイントの交換に際しては、予め、クリニック受付にて、ご確認ください。

⑤ 「ギフト券」の使用規定

- ・ ポイント交換によるギフト券(以下「ギフト券」という)は、各ギフト券に記載される商品内容にのみご利用いただけます。
- ・ ギフト券のご利用に際して、おつり銭はお出しできません。
- ・ ギフト券のご利用期間は、発行日から1年間です。
- ・ 繁忙期(ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始等)など、ギフト券をご利用できない時期もありますので、ご利用に際しては、ギフト券記載の注意書きをご確認ください。
- ・ 紛失・盗難等により当該ギフト券を失くされた場合は、再発行できません。
- ・ ギフト券を、クリニックでの治療および商品のご購入にご利用いただいた場合、その金額分はポイント付与の対象にはなりません。

第7条(住所変更等)

会員は、住所・氏名・電話番号、Eメールアドレスが変更となった場合は、クリニックにて変更手続きを行うものとします。

第8条(カードの紛失・盗難)

- ① カードの紛失・盗難等が発生した場合は、速やかにクリニックにて再発行の手続きを行うものとします。なお、カードの再発行に際しては、発行手数料1,000円(税抜)をお支払いいただきます。
- ② カードの再発行に際して、クリニックで記録するポイント残高を付与させていただきますが、第三者によるなりすましの防止、個人情報保護の観点等から、ご本人であることの確認のうえ、ポイント付与をさせていただきます。
- ③ カードを紛失・盗難等で失くされたことに伴う責任は、一切会員が負うものとします。

第9条(お支払い返金またはお買上げ商品返品等の処理)

ポイント発生後に、何らかの理由でクリニックから会員へ返金、お買上げ商品を返品された場合には、すでに付与されたポイントの相当数が減算されます。

第10条(複数カード保持の禁止)

同一会員は、2枚以上のカードを保有することはできません。また、複数のカードのポイントを合算することはできません。

第11条(会員資格の喪失、ポイントの喪失)

会員は、本規約に違反したとクリニックが判断した場合、会員資格および累積ポイントを当然に喪失するものとします。なお本規約に違反したとクリニックが判断した場合は、再入会をお断りする場合があります。

第12条(規約の変更・終了等)

- ① 本規約を会員に予告なく変更し、あるいは一定の告知期間を設けたうえで、カードの運用を中断または終了することがあります。予めご了承ください。
- ② 前項により、会員に何らかの障害が生じた場合であっても、クリニックは一切の責任を負うものではありません。

第13条(その他)

本規約の解釈等に疑義が生じた場合は、クリニックは信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員はその決定に従うものとします。

[問合せ] 本規約についてのお問合せは、下記までご連絡ください。

お客様問合せ窓口

〒104-0061

東京都中央区銀座2-5-14 銀座マロニエビル7F

Tel:03-3562-8817 / Fax:03-3562-8818 時間:10:00~19:00(月曜休み)